

市民課における他課の所管に属する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、厚木市事務分掌規則（昭和56年厚木市規則第22号）第4条市民福祉部市民課の項第18号の規定に基づき、市民課が行う他課の所管に属する事務に関し必要な事項について定めるものとする。

(事務の範囲)

第2条 市民課が行う他課の所管に属する事務に関するものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国民健康保険被保険者資格に関すること
- (2) 国民健康保険料の賦課に関すること
- (3) 児童・生徒の転入学に関すること
- (4) 犬の登録事項の変更に関すること

2 前項各号に掲げる事務の運用に関し必要な事項は、各課等間で協議することとする。

附 則

この要綱は、令和7年1月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。